

「いずみおおつ再生・未来プラン（案）」に対する
市民等の意見・提言と泉大津市の考え方
（パブリックコメント）

- 募集期間：平成 18 年 11 月 1 日（水）～平成 18 年 11 月 30 日（木）
- 募集方法：任意の様式により、郵送、持参、ファクス又は電子メールのいずれかの方法で提出
- 提出人数：4人
- 意見件数：76件（次ページ以降は、76件の意見を内容に応じ集約しています）

項 目	件数
総論	15件
これまでの取組の実績	8件
今後の財政見通し	5件
今後の具体的な取組	48件
官・民の協力・協働による市民サービスの提供	7件
市民本位の施策の構築と事業の再点検	5件
市民ニーズに応じた施設の再編・整備等	5件
e - ネット市役所の推進	3件
自主財源の確保・充実	13件
組織・職員の総合力の発揮	8件
その他の取組等	7件
合 計	76件

	意見・提言の概要	市の考え方
1 総論	<p>市民参加のもとでプランの検討を進めるべきである。</p> <p>市民からの意見や有識者を含めた反対意見に耳を傾ける姿勢がない。理解しづらい内容であり、また、今後の市民への影響（協力）を考えると多くの市民の理解を得る必要があることから、説明会等により説明することが必要である。</p> <p>理解できない市民を排除することなく、校区説明会等を開き説明してほしい。</p> <p>市民に対し何の説明もなしに意見を求めるのをパブリックコメントの実施と言えるか。</p> <p>校区懇談会での意見の公表はなぜしないのか。これら（パブリックコメント）はすべて市民と対話しているというジェスチャーではないか。</p> <p>1 市民の意見を求める時期は、市民への説明会が終了してから 30 日以上の期間を設けるべきである。</p> <p>プラン（案）は、せめて委員会等の傍聴者には無料配布してもよいのではないか。本件のみならず、市の委員会等の資料についても見直してほしい。</p>	<p>プランの策定に当たっては、市民の方々のご意見やご提言を踏まえることが重要であると考えており、パブリックコメントはこうした趣旨から実施したところです。プラン（案）の公表時期や意見等の提出期間など、パブリックコメントの実施方法は、平成 18 年 4 月 1 日に施行した泉大津市パブリックコメント手続実施要綱の規定に基づいています。</p> <p>また、市民等のご意見を多方面からお伺いするため、パブリックコメントに加え、関係団体の代表者や市民などで構成する行政改革推進委員会においてご協議いただいたところです。パブリックコメントに寄せられたご意見や行政改革推進委員会の協議内容等を踏まえ、プラン（案）の修正を行いません。なお、市民の方々のご不明な点等については個別にご説明しているところです。</p>

<p>2</p>	<p>経緯や原因、失敗・成功を理解した上でないと、対策・計画が誤った目的・方向性になってしまう。経緯や原因を詳細に記述してほしい。</p> <p>「プランの目的」に、「本市の財政は、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷の影響などからしだいに悪化」とあり、景気低迷への責任転嫁にとれる。好景気時に低迷期を考慮し、いかに財政管理・市政を行なったのか明らかにしてほしい。また、その経緯・原因を追及した上でプランの目的を掲げるべきである。</p> <p>プランの目的に、「今後、過去の公共事業に伴う公債費の増加」とあるが、どういう経緯・原因で負債を負う結果に至ったのか明らかにしてほしい。経緯・原因を追及した上でプランの目的を掲げるべきである。期ごとに無借金経営でお願いしたい。</p>	<p>財政悪化の原因については、過去に都市整備や福祉、医療、教育など種々の分野における行政課題に対応し、事業を集中的に実施してきたこと、バブル経済の崩壊といった急激な経済情勢の変化の中で、その負担がこれまで以上に財政を圧迫するようになってきたことが大きいものと考えています。</p> <p>こうした状況については、平成13年度に策定した本市財政再建計画(案)にも示していますが、今後も当時の事業に係る起債の償還が増大し続けるなど、財政に与える影響が大きいものと考えています。加えて、生活保護費をはじめとした扶助費が今後増加していくことが予測されます。これらのことから、さらなる歳出削減・歳入確保の取組や行財政構造の改革が必要なことは、プラン(案)に示しているとおりです。</p> <p>なお、「プランの目的」において、財政悪化の主な原因が景気の低迷にあるように捉えられる点に関しては、ご意見を踏まえ修正します。</p>
<p>3</p>	<p>財政問題についての市・市長・市議会(議員)の反省や責任について何ら述べられていない。</p> <p>今後の収支見通しにおいて市債の償還に関して問題があるのなら、借りる段階での行政の責任だ。この点を明確にしなければならない。前市長、助役にも退職金返還等の措置を講じてもらわなければ市民は納得できない。</p> <p>この間(平成13年度から18年度)、給与の引下げ、リストラ、税・公共料金の値上げ、保険料の値上げで市民の生活は危機的状況だ。特に年金生活のお年寄りの方々の生活は大変なことになっている。生活保護を受けなければ生活できない人たちも多くなり、扶助費の増加という数値に表れている。このプラン(案)には一切市民の生活を踏まえた文章がない。市民の痛みを感じる事が大切だ。</p> <p>市民や職員にこれ以上の犠牲を課すことは許されない。</p>	<p>過去の集中的な事業の実施に伴う負担の増加に加え、生活保護費等の扶助費の増加や景気低迷による市税収入の減少などの要因が重なり、財政の悪化を招いたものと考えています。</p> <p>これまで財政再建に当たっては、人件費の削減や事務経費の節減などの内部管理に係る改革を最優先に取り組んできたところです。中でも、人件費については、市長や職員自らが市の危機的な財政状況やその原因を深く認識し、財政再建に取り組む姿勢を明確にするため、市長等特別職の給与の大幅な削減や職員の給料の削減、昇給の延伸、管理職手当の削減など、多くの市独自の給与削減策を実施してきたところです。</p> <p>併せて、補助金等の削減や使用料等の見直しなど、市民の方々にもご負担をいただきながら改革に取り組んできたところであり、こうした取組の結果、財政再建は着実に進んできました。</p> <p>厳しい財政状況を克服し、健全な財政運営への道筋をつけるためには、一段の改革が不可欠なことはプラン(案)に示しているとおりであり、市民の方々のご理解、ご協力を得て、改革を着実に実行していきたいと考えています。</p>

4	<p>準用財政再建団体になると市民の負担が増大するように捉えられる記述があるが、本当に負担が増大するのか。本当に市民にとって負担が少ないのはどちらか（準用財政再建団体の場合か自主再建の場合か）明らかにしてほしい。</p>	<p>準用財政再建団体となった場合、国（総務省）の指導の下、徹底的な歳入確保と歳出削減の取組が求められます。市税の引き上げや下水道使用料、保育料等の値上げ、各種補助金の廃止・削減、施設の統廃合など、あらゆる分野において見直し求められ、その程度（額）も非常に大きくなるものと考えられます。市民負担が著しく増大するとともに、市民サービスが大幅に低下することは避けられません。</p> <p>本市では、このような事態を避け、市民サービスを可能な限り維持しつつ財政再建を図るため、自主再建を目指し独自の取組を推進するものです。</p>
---	--	---

2 これまでの取組実績

5	<p>これまでの取組の実績については、「項目別の主な取組」の表にあるように事務経費の節減など多様であるが、他の市役所・官庁で問題となっていること（裏金づくり、公金横領、官製談合、空出張、空残業、みなし通勤費、接待、裏口採用、年金補助など）を見直した成果ではないのか。</p>	<p>これまでの財政再建の取組実績については、職員給与の削減や各種イベント・講座の廃止、委託業務の見直し、各種補助金の縮減など、プラン（案）の「項目別の主な取組」の表（5ページ）に示しているとおりであり、ご指摘のようなことはありません。</p>
6	<p>「項目別の主な取組」の表に「各種産業振興補助金の縮減」とあるが、廃止でよいのではないか。理由としては、大半の泉大津市民には直接的利益がないと推察できる。逆に存続させる理由を明らかにしてほしい。</p> <p>「項目別の主な取組」の表に「職員厚生会補助金の縮減」とあるが、廃止でよいのではないか。理由としては、納税者の福祉金や敬老金が廃止されているのに身内には寛大な措置で、不公平ではないか。</p>	<p>「項目別の主な取組」は、平成13年度策定の財政再建計画（案）及び14年度策定の第二次財政再建計画（案）に基づき、これまでに取り組んできた内容です。ご指摘の2つの補助金については、縮減の上継続してきたところですが、地域産業の振興による活力あるまちづくりや雇用の維持・創出のため、また、職員の最低限の厚生事業を実施するために必要な補助金であると考えています。</p>

7	<p>「これまでの取組の実績」において、「職員数の縮減にも努め、・・・6年間で130人減らし、（人口当たりの職員数は）府内31市中8番目に少ない」とアピールしているが、府内で何番目に少ないといった比較は的外れではないか。本来、市の収入に見合った事業数（内容）、職員数の適正值と比較してどうかを明らかにすべきである。</p> <p>「これまでの取組の実績」において、人件費の縮減に関してアピールしているが、職員の努力を認める市民もいる一方、縮減するのは当たり前と思っている市民もいる。この文言は役人による自画自賛ととられ、市民の反感を買うので削除した方がよい。</p> <p>「これまでの取組の実績」中の「人件費と職員数の推移」のグラフから推測すると、職員数の削減は当初一定の効果があったものの、平成17年度でその効果がなくなりつつあることが分かる。また、16年度では人員削減を行なっているにも関わらず費用は増加している。退職金の負担が大きくなったためではないかと思われるが、その点の分析結果がない。</p> <p>本市の場合には、構造的な欠陥が大きな原因であると思われる。本来ピラミッド型になる人事構成が一般職職員の数より役職を有する職員の数が多いという逆ピラミッド型になり、人件費を圧迫している。本市では、給与を上げるために役職を上げることが行なわれている。これでは、その部、課の責任を負う立場があいまいになり、人事統制的にも大きな問題があると思われる。</p>	<p>財政再建に当たってはまず、職員自らが市の危機的な財政状況やその原因を深く認識し、財政再建に取り組む姿勢を明確にするため、プラン（案）に示しているように、市独自の給与の削減や職員数の縮減を積極的に行なってきたところです。こうした取組は、他の取組とともに、財政再建に大きく寄与したものと考えています。</p> <p>今後、アウトソーシングやIT化等による業務量の変動等を踏まえ職員数を縮減するなど、さらなる人件費の削減と職員配置の適正化に努めます。</p> <p>なお、平成16年度に人件費が増加しているのは、退職者の増加に伴う退職手当の増によるものですが、この点についてはご意見を踏まえ説明を追加します。</p>
8	<p>職員を6年間で130人削減したとしているが、この内、定年退職、依願退職、外郭団体への天下り・出向の内訳を明らかにしてほしい。</p>	<p>6年間で退職による減が177人、採用等による増が47人で、差し引き130人を削減したところです。177人の退職のうち、定年退職は115人、勧奨退職等その他の退職は62人です。また、退職後、出資法人（出資比率25%以上の法人：泉大津市土地開発公社、泉大津埠頭株、アルザ泉大津都市開発株、泉大津マリン株）へ再就職した職員は3人です。</p>

9	<p>8ページと15ページのグラフで、平成18年度の人件費の額が違うがなぜか。</p>	<p>8ページのグラフの人件費は、同グラフに記載している職員数に対応する人件費で、いわゆる正職員に係る人件費です。一方、15ページのグラフは普通会計に係る人件費総額で、正職員に係る人件費のほかに、嘱託職員や臨時職員に係る人件費等を含むため、双方の額に相違があります。</p> <p>なお、プラン（案）ではその相違が分かりにくいため、8ページに説明を追加します。</p>
---	---	--

3 今後の財政見通し

10	<p>「今後の財政見通し」に、「景気が回復基調にあることから、個人市民税、法人市民税については、増加するものと推計」とあるが、推計は甘いので見直した方がよい。マスコミでも報じられているように、給与が増えているのはごく一部で、大半は実感していない。また、法人市民税についても、工場跡地が宅地化や空地になっている光景ばかりで実感できない。</p>	<p>個人市民税、法人市民税の見通しについては、平成18年度の本市の調定見込額を基礎とし、これに国や大阪府の経済見通し、さらには市域内の個人所得や雇用情勢、企業の景気状況等、本市の地域性を考慮し推計しています。</p>
----	---	---

11	<p>「プランの目的」に「生活保護費等の扶助費の増加など、避けられない経費の増加要因などもあり」とある。「今後の財政見通し」には「景気が回復基調にあることから個人市民税・・・については、増加するものと推計」と期待した記述があるのに、なぜ生活保護費が増えるのかよく理解できない。また、生活保護の扶助を受けなくても生活できるようにする対策(逆に納税できる市民にする方策)は講じられているのか。その対策が記載されていないと思うがどうか。</p>	<p>生活保護の被保護人数は60歳以上が全体の約半数を占めており、また、保護率は60歳以上が全年齢平均の約2倍と高率です。こうしたことから、生活保護費の増減には、景気の動向が影響するものの、今後の高齢者人口の急激な増加が大きく作用するものと推測しています。また、高齢者人口の増加に伴って、扶助費の内、老人医療費についても増加すると推計しました。</p> <p>生活保護の被保護者への就労支援としては、就労相談に応じるとともに、ハローワークと連携し、個々の状況に応じた求人情報の提供や面接の受け方等の指導を行なうなど、きめ細かな対応に努めていきます。</p>
----	---	--

<p>12</p>	<p>「今後の収支見通し」の表に関して、 歳入の「その他」が多すぎる。10 億円程度が適切な額ではないのか。 公債費については、償還を抑える手立てを打つべきである。低金利への借り換えや、国、府の支援等により削減すべきである。 物件費については、委託料の見直し等を行ない削減すべきである。 補助費の見直し等を行い、削減すべきである。 投資的経費については、再建途中であり、緊急性、必要性を十分検討すべきである。削減することができる。 積立金・貸付金の平成 19 年度、20 年度の額の根拠は何か。単年度が赤字なので不自然な数字である。</p> <p>平成 12 年度から 23 年度までの収支を詳細に説明してほしい。</p> <p>人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費、投資的経費、繰出金について、市の実質支出はいくらか。 補助費、投資的経費、繰出金について、主な支出項目と金額はいくらか。 人件費の内、退職金はいくらか。</p> <p>「今後の収支見通し」の表の 18 年度の数値は、当初予算と変わっているところがある。第 2 次財政再建計画（平成 17 年度版）の収支見通しと比較した場合、大きく数値が変わっている。金額の根拠となる数値に関してもまったく説明がない。1 年でこんなに変わるのには大きな理由が必要であり、詳細な説明が必要である。</p>	<p>「今後の収支見通し」は、これまでの財政再建の取組は継続するものの、今後新たな取組を実施せず現状のまま行財政運営を続けた場合、どのような収支となるか推計したものです。</p> <p>項目別の推計根拠はプラン（案）に示したとおりですが、確定している直近の収支である平成 17 年度決算をベースに、それぞれの項目別の過去数年間の決算の推移や、人口構成など今後予測される経済社会情勢の変化、主要な事業の進捗や予定されている制度変更など、収支の大きな変動要因を加味し推計しています。したがって、平成 18 年度についても、予算額ではなく決算見込額を示しています。</p> <p>今後、新たな取組として第 5 章で示した 85 項目の取組を実施することとしており、これらの取組によって「今後の収支見通し」に示した危機的な事態を回避するものです。</p>
-----------	---	---

4 今後の具体的な取組

(1) 官・民の協力・協働による市民サービスの提供

13	<p>保育所・幼稚園を民営化した場合の市民にとってのメリット、デメリットを明示してほしい。私立保育所・幼稚園は費用が公立に比べ高い印象がある。したがって、高所得者だけが多くの子どもを保育することができ、低所得者は子どもを保育できないような格差社会推進政策であり、少子化対策とは乖離した行政改革である。</p> <p>他市では、保育所・幼稚園の民営化で子育て世代に不安を与えている。本市では適切な対応で、公立での運営に力を注いでいる。これからも市民に信頼され残して欲しいと言われ続ける保育所・幼稚園として運営してほしい。そのためには、古くなった建物の定期的なメンテナンスは必要である。保育士の年齢も高齢化しているのではないか。新しい人材を入れた未来の保育士を育成してほしい。</p> <p>新しい幼保一元施設は効率の視点ではなく、子どもの立場を考えた施設・運営を十分検討した上で、保育所・幼稚園に代わり得る施設として誰もが認めるものを建設してほしい。認定こども園は、保育所・幼稚園に代わることができないために新たに設けられた施設であることから、十分注意が必要である。</p>	<p>プラン（案）に示しているように、保育所、幼稚園の民営化や認定こども園の創設などについては、単に施設運営の効率性を求めるのではなく、子どもの福祉や教育の充実を図り、また、子育て中の家庭の支援を拡充する観点から、多角的に検討する必要があると考えており、平成 19 年度の方針決定に向け今後、十分検討していきます。なお、保育料は、幼稚園において公立より私立の方が一般的に高くなりますが、保育所については、市内のすべての公立・私立において同一基準となっています。</p>
----	--	--

<p>14</p>	<p>民間に委託しても公的に問題がないかを検討した上で、適切に民間委託を進めていく必要がある。例えば、公民館を民間委託した場合、民間の文化施設との違いは何なのかをしっかりと議論していくことが必要である。既に独占的に福祉センターを使用しているところを指定管理者とすることに何のメリットがあるのか。職員の天下り先としていることから、行政との関係の見直しやアカウントビリティが必要である。</p> <p>「電話交換業務の委託化」とあるが、業務内容次第では廃止できるのではないか。</p> <p>「図書館の管理運営体制の見直し」とあるが、なぜ見直す必要があるのか説明してほしい。また、誠風・東陽両中学校の対面にあることから、両中学校内にある図書室を廃止し、両校生徒は市立図書館を利用してはどうか。</p>	<p>民間委託については、業務・サービスの質の維持・向上と経費節減の双方の観点から実施するもので、業務内容や現行の職員体制、委託の受け皿などを総合的に勘案する必要があります。</p> <p>プラン（案）に示している民間委託等の取組については、こうした観点に十分留意し、実施又は検討していきます。</p> <p>なお、電話交換業務は、市民等からの多種多様な用件に応じ適切な部署へつなぐもので、市民の利便性や業務の効率性の観点から必要な業務であると考えており、今後、委託化を検討・実施します。</p>
<p>15</p>	<p>財政再建のために市民公益活動を利用するのは本末転倒である。あくまでも市民の自主性・主体性を尊重し、個人の福祉の向上を通じよりよいまちづくりに貢献するのであって、安上がりな行政の手足として推進されようとしていることに反感を感じる。</p>	<p>市民との協力・協働は、地域で自主的に活動している個人・団体と行政が相互に補完し、又は共に活動することで、より効果的な市民サービスの提供を図ろうとするものです。</p> <p>プラン（案）にも示しているように、活動団体等と行政が対等なパートナーとして関わることや活動団体等の主体性を尊重することが、協力・協働の前提であると考えており、実際の取組においてもそうした観点を十分踏まえていきます。</p>

(2) 市民本位の施策の構築と事業の再点検

16	<p>市政への市民意見の反映・アカウンタビリティの向上については、言葉だけでなく実施してもらいたい。情報公開請求にしても印鑑が必要な自治体は泉大津市ぐらいである。いかに閉鎖的であるかを表している。早急に改善してほしい。本市の透明性、アカウンタビリティは最低レベルだ。</p> <p>情報公開請求がメール、インターネットからできるようにすべきである。また、入手できる情報も紙ではなく電子ファイルでの入手ができるようにすべきである。</p> <p>補助金、助成金に関してはもっと情報公開していくべきである。民間であれ市民団体であれ、税金が使われている限りにおいては市民からの監視が必要である。補助金、助成金を受けている団体への情報公開請求ができるよう、情報公開条例で定めるべきである。</p> <p>校区説明会は市外に勤めている人でも出席できるよう配慮してほしい。</p>	<p>市政への市民意見の反映とアカウンタビリティの向上については、これまで、「市長へのはがき」による意見募集や「ふれあい対話」（校区懇談会）の実施、ホームページの活用など多様な方法により推進してきましたが、今後、さらなる推進に向け、プラン（案）に示した取組を積極的に実施していきます。なお、情報公開請求の様式等の改善については、ご指摘の点を踏まえ検討します。</p> <p>また、補助金・助成金については、交付申請書や実績報告書等、交付団体から収受する関係資料などにより、その適法性や適格性を審査しているところであり、これらの文書は情報公開の対象となります。</p>
17	<p>平成 17 年度の事務事業評価はまったく予算の無駄づかいだ。事務事業評価自体を評価してから行なうべきではないか。第三者評価を導入するとあるが、評価のものさしがない状況でどう評価するのか。行政評価のあり方から議論を始めた方がよい。</p>	<p>事務事業評価は、事務事業の成果を検証し、その結果を事業の改善に活かす手段として有意義であると考え、平成 17 年度から導入したところです。2 年間実施してきた成果や課題を踏まえ、今後、その実施方法について、例えば予算編成との一体的な運用を行なうなどの改良を加え、より有効なものとしていきたいと考えています。</p> <p>また、第三者評価については、より客観的な評価を実施するために有効であると考えており、導入に向け評価方法等について検討していきます。</p>

(3) 市民ニーズに応じた施設の再編・整備等	
18	<p>老朽化した施設はもとより、公共の施設の長期的な修繕計画を早急に立てる必要がある。古くなる前に修繕し蘇らせる。古くなったから廃止するのではなく、有効的に活用すべきである。また、利用者が少ない施設については、なぜ利用されないのか現状分析を行ない、市民のニーズに合った施設に改める必要がある。</p> <p>緊急性を伴う施設整備は、財政難であっても当然行なうべきである。ただし、少ない費用で最大限の効果を生む手法で行なうべきである。</p> <p>無駄な公共事業をなくすべきである。</p>
	<p>プラン（案）に示しているように、施設の維持補修等は、市民の安全性の確保や施設のライフサイクルコストの観点などから、計画的に行なうことが重要です。財政状況が厳しいことなどから、短期間に多くの整備を行うことは困難ですが、緊急性や必要性を十分精査し、事業を絞った上で計画的に実施していきます。</p>
19	<p>河原町市営住宅の整備の必要性について、「大津川に隣接しており、現状では水害の危険性が高い」とあるが、この地域が危険で住めないと捉えられる。表記に注意すべきである。</p>
	<p>河原町市営住宅は、老朽化が著しいことに加え、過去に浸水被害があり床下部分の損傷が著しいことや、津波の予想浸水範囲となっていることなどから、他に優先して整備するものです。</p> <p>なお、プラン（案）の表記については、ご指摘の点を踏まえ修正します。</p>
20	<p>火葬場は夕凧町などの民家の少ないところに移転するのが望ましい。</p>
	<p>火葬場については、その機能や場所等について、ご指摘の点も踏まえ今後検討していきます。</p>
(4) e - ネット市役所の推進	
21	<p>「スポーツ施設の電子申請の導入」において、「24時間申込可能なノンストップサービス」とあるが、費用対効果（娯楽施設である）の観点から必要か。具体的に費用対効果を明示してほしい。</p>
	<p>スポーツ施設は、スポーツの普及・振興と市民の健康増進を目的として設置・運営しています。電子申請システムの導入には一定の経費が必要ですが、導入により利用申込等を昼夜休日を問わず行うことができるようになり、利便性が向上する効果は大きいものと考えています。</p>
22	<p>「人事管理システムの導入」とあるが、人事管理業務こそアウトソーシングすべきである。</p>
	<p>人事管理業務については、業務の省力化の程度や経費の節減効果を勘案するとともに、出退勤や時間外勤務手当の管理等、日々の職員の勤務管理と不可分の業務があることなどを考慮し、システムを導入し職員が直接実施するのが相応しいと判断したものです。</p>

23	<p>「電子決裁の導入」とあるが、どれほど効率化できるのか疑問である。もっと精査した上で実施すべきである。</p>	<p>電子決裁は、決裁事務の効率化とペーパーレス化、文書管理の簡素化を図ることを目的に導入するものです。平成19年度に試行的に実施しその効果を検証した上で、今後の実施方法を検討していきます。なお、このシステムは他のシステムとパッケージですでに導入済みであることから、初期投資は不要です。</p>
<p>(5) 自主財源の確保・充実</p>		
24	<p>「プランの目的」に、「限られた財源の中で最大の行政効果を上げる」とあるが、限られた財源以外にも新たな財源を求める未来志向的な対策がないように思うがどうか。</p> <p>収入を抜本的に増やすことは無理である。</p>	<p>住みやすく活力のあるまちを目指し、福祉や教育、都市基盤整備などの各種施策を推進することが市政の基本であり、そのことが税収の涵養にもつながるものと考えています。</p> <p>そうした基本的な施策に加え、プラン（案）に示しているように、自主財源を確実に確保するため、市税等の徴収対策を強化するとともに、使用料・手数料の一部について見直しを行いません。また、少しでも多く歳入を確保するため、広報紙やホームページ、市の封筒への企業広告の掲載を実施・拡充することや、未利用市有地の売却を推進します。さらに、歳入の確保を図るとともに市民と一体となったまちづくりを推進する機運を醸成することを目的とした新たな取組として、「泉大津がんばろう憲章（仮称）」を推進します。</p>
25	<p>市税納付や各種徴収金に関しては、一元化した部署において効率的に行なうべきである。大阪府等とも協力した事務体制が必要ではないか。また、納めやすくする手法も検討することが必要である。</p>	<p>各種徴収事務については、それに伴うサービスの提供事務と一体的に処理しなければならないものもあるため、徴収事務のみを切り離し一元化することにより、かえって効率性が損なわれると考えられます。</p> <p>納付の利便性の向上を図る対策としては、プラン（案）に示しているように、軽自動車税に関しコンビニエンスストアでの納付を可能とします。</p>
26	<p>「市税滞納整理支援システムの導入」に関して、導入費用対効果を明示してほしい。滞納者に対して管理コストが掛かるだけ（管理対策だけ）である。従来の徴収対策では徴収率が100%に達していないので、その点をどうするのか対策を明らかにしてほしい。</p>	<p>市税滞納整理支援システムの導入により、納付状況等を的確かつ迅速に把握できるようになることから、電話や訪問等による催告の充実など滞納整理対策を強化することが可能となり、徴収率の向上と税負担の公平性の担保につながるものと考えています。</p>
27	<p>「保育所保育料の徴収対策の強化」とあるが、精神論ではなく具体的な対策を明らかにしてほしい。</p>	<p>保育所保育料については、負担の公平性を担保するため、徴収率の向上を図ります。保育所は保護者と接する機会が多いことから、そうした機会を捉え、これまで以上にきめ細かな督促等の働きかけを行なっていきます。</p>

28	<p>「受益と負担の適正化」については、駐車場の有料化以外は反対である。保育所に関しては、高い保育料を支払っているにも関わらず、それに見合った保育士の配置がなされていない。適正な配置基準を遵守してから行なうべきである。</p> <p>「幼稚園の保育料等の見直し」とあるが、国策である少子化対策の観点から保育料は減額される認識でよいか。逆に増額の場合は、その理由を明記してほしい。</p>	<p>使用料・手数料の見直しに当たっては、他の行政サービスとの均衡や経済情勢等の変化、他市の状況などを総合的に勘案する必要があります。保育所や幼稚園の保育料についても同様の観点から、5年ごとに見直しの検討を行なうもので、改定についてはその都度判断していきたいと考えています。</p>
29	<p>「ごみ収集の有料化」は、することをしてから行なってもらいたい。泉北環境整備施設組合には無駄づかいはないのか、改善できることはもうないのか。実体が市民からは見えない。</p> <p>「ごみ収集の有料化」に関して、一般家庭ゴミについては、人間が生きていく上で最低限排出されるゴミがあるので、最低限の排出分については無料にしないと、憲法のいう基本的人権の尊重（生活権の保障）に抵触するのではないかと。すなわち、格差社会における人権差別行政ではないか。</p> <p>「ごみ収集の有料化」より、分別の種類を多くしてリサイクルの徹底をすべきである。</p> <p>「ごみ収集の有料化」とあるが、有料化された場合、不法投棄などが増加すると考えられるが、その対策を明示してほしい。</p>	<p>ごみの減量化を図り、ごみ処理に係るコストを縮減するためには、市民の方々にコスト意識を持っていただくことが重要であると考えており、ごみ収集の有料化はその一環として取り組むものです。</p> <p>有料化の実施主体は市ですが、本市単独で実施するのではなく、一部事務組合である泉北環境整備施設組合の構成3市において協調し実施していくため、今後、他の2市と協議・調整していきます。また、市民説明会を開催するなど、広く市民の方々のご意見をお伺いしながら進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、泉北環境整備施設組合に関しては、プラン（案）（50ページ）に示しているように、事務・事業の見直しによる経費節減等について、引き続き同組合に対し要請していきます。</p>
30	<p>「市役所の駐車場の有料化」とあるが、目的外の駐車抑止（マナー違反者）のために、なぜ善良な市民が負担を強いられるのか納得できない。それより、マナー違反者に負担を求める対策を実施するのが筋（正義）ではないか。</p>	<p>市役所駐車場の有料化は、目的外の駐車が多く、来庁された方にご不便をおかけしていたことなどから実施したものです。申請手続きや相談等で来庁された方に対しては、無料券をお渡しすることで、駐車料金をご負担いただくことなくすむよう配慮しています。</p> <p>なお、プラン（案）では、こうした内容が不明で誤解を招くおそれがあるため、説明を追加します。</p>

31	<p>「企業誘致の推進」に関して、企業誘致奨励金を支出しているのだから、当該企業に市民の雇用枠を設定させ、市民雇用対策も抱き合わせで行なう方が、市民にとって直接的受益を受けることができる。そのような対策を行なうべきである。</p>	<p>企業誘致奨励金は臨海部への企業立地の促進を図ることを目的とした制度で、これまでにこの制度を活用し 10 社（13 件）が同地域に進出しています。これらの企業に対し地元住民の雇用義務は課していませんが、すでに多くの市民が就労されているところです。今後、進出企業に対し、地元住民の雇用を働きかけていくこととしています。</p>
(6) 組織・職員の総合力の発揮		
32	<p>さらなる人員削減は行政運営に支障がでないか懸念される。</p>	<p>プラン（案）に示しているように、行財政改革の一環として、今後、業務のアウトソーシングや IT 化を積極的に推進することとしています。職員数の縮減に当たっては、こうした改革による業務量の変動や嘱託職員の活用状況等を総合的に勘案し、行政運営に支障をきたさないよう十分配慮します。</p>
33	<p>すべての手当の内容を具体的に明らかにしてほしい。そうでないと、第三者が妥当性を判断することはできない。</p>	<p>手当には、扶養手当や通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当などの他に、一般職の特殊勤務手当として、市税、国民健康保険料又は介護保険料事務従事職員の特殊勤務手当や社会福祉事務従事職員の特殊勤務手当、下水道施設勤務職員の特殊勤務手当、病院勤務職員の特殊勤務手当、感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当、行旅病人又は行旅死亡人の収容護送作業従事職員の特殊勤務手当があります。これらの支給要件や支給額等については、いずれも条例や規則に定めています。</p> <p>特殊勤務手当については、平成 17 年度に抜本的な見直しを行い、9 種類の手当を廃止するとともに、その他の手当についても支給方法等の改正を行なったところです。</p>

34	<p>退職手当の改革（見直し）は行なわないのか。例えば、在籍中の毎年の決算を退職手当に反映させる。財政赤字が続けば退職手当は0円、逆に黒字財政が続けば相応の退職手当を受ける。また、賞与・給与も同様にしてはどうか。経費で一番割合が高いのは人件費なのだから、真に改革する気があるなら、泉大津市が先陣をきって法律改正に取り組んではどうか。</p>	<p>職員自らが市の危機的な財政状況やその原因を深く認識し、財政再建に取り組む姿勢を明確にするため、プラン（案）に示しているように、給料の削減や期末手当の削減、管理職手当の削減、退職手当に係る特別昇給の廃止など、市独自の給与の削減を実施してきたところであり、今後もその基本的な方針に変わりありません。</p> <p>なお、言うまでもなく、行政機関の場合、営利企業のように単に利益（黒字）を計上すればよいものではありません。収支の均衡を原則としながらも、市民福祉の向上を図るため、市税等の歳入を最大限活用することが重要であると考えています。</p>
35	<p>毎年、職員を異動させている。何でも対応できる人を育てるためそうしているのだろうが、これからは専門家（スペシャリスト）の養成が必要である。民間経験者の有能な人材を確保することも必要である。</p>	<p>行政に関わる幅広い知識・経験を有する人材を育成するとともに、組織の活性化を図るため、定期的な異動を実施しているところですが、併せて、専門的な知識・技能を有する人材を養成・確保することも重要であると考えています。そのため、プラン（案）に示しているように、職員研修の充実等により職員の資質向上を図るとともに、専門知識を有する民間人材の登用を図ります。</p>
36	<p>「職員の資質・モラルの向上」とあるが、採用時に資質とモラルの有無をチェックする対策が必要と思うが、採用方法に問題があるのではないか。</p>	<p>職員の資質やモラルについては、採用時に判断するだけでなく、経験年数や職階に応じ随時、その向上に取り組まなければならないと考えています。そのため、プラン（案）に示しているように、昇任試験の実施や異動希望制度の実施、職員研修の充実などに取り組んでいきます。</p> <p>なお、職員の採用に当たっては、筆記試験と併せて面接試験を実施しており、これらの試験の中で公務員として必要な資質や意欲等を適切に判断しているところです。</p>
37	<p>昇任試験ではなく、実務業務資格試験にすべきである。上司の顔色を伺って昇進ばかりに気を使うより、市民に目を向け市民のためになる人材育成を目指してほしい。</p>	<p>昇任試験は、昇任に当たり職員の能力、意欲等を公平かつ適正に評価・判断することを目的に導入したところです。試験の導入により、職員の資質の向上と組織の一層の活性化が図られるものと考えています。</p>

38	<p>「異動希望制度の実施」については、メリットもあるがデメリットもある。（仲良しチームが発生し、仲間意識が強く他チームとの連携が悪くなったり、腐敗の原因になる可能性がある。）デメリットに対する対策を明示してほしい。</p> <p>異動希望制度に関しては、異動希望だけでなく、異動したくないといった希望を聴く制度も実施してほしい。</p>	<p>行政に関わる幅広い知識・経験を有する人材を育成するとともに、組織の活性化を図るため、定期的な異動は必要であると考えています。</p> <p>異動希望制度は、異動に職員の能力、適性、意欲を反映させ、適材適所の配置を図るため実施するものです。この制度の運用に当たっては、職員の能力・意欲が最大限発揮できるよう、また、組織がより円滑に運営されるよう、個々の状況に応じ十分配慮していきます。</p>
----	---	--

(7) その他の取組等

39	<p>「財政運営システムの改革」の内容がよく理解できない。もっと分かりやすく説明してほしい。</p>	<p>厳しい財政状況の下では、新たな事業に取り組むことが困難で、事業内容が硬直化しがちですが、そうした状況下においても、時代の要請に応じた真に必要な市民サービスを的確に提供していくことが必要です。そこで、予算要求や査定の仕組みを改革することによって、事業の見直しや新たな事業の創設を促していきたいと考えています。</p> <p>具体的には、各部局の予算要求額に上限（シーリング）を設定し、一層の経費節減を求めるとともに、そこで生み出した予算の一部を活用し「重点予算枠」を設け、新たな事業等の予算化を促します。また、どの事業にどれだけの予算を充当すべきか、事業部局自身が主体的に考え、決定できるよう、一部の予算について、個別事業ごとの予算査定をせず総額で事業部局へ配当するなど、予算要求や事業執行に当たって創意工夫を促す仕組みを構築するものです。</p>
----	--	--

40	<p>入札・契約については、すべて一般競争入札（地域要件なし）に統一し、落札後の資格判定を行なうべきである。</p>	<p>競争入札や随意契約等は、地方自治法や泉大津市財務規則等の法令の規定に基づき実施しているところです。一般競争入札は、高い競争性が確保される反面、不適格者の参入のおそれがあることや、入札・契約に係る業務量が増大するなどの問題があることから、一定規模以上の工事に限り導入しているところであり、すべてを一般競争入札にすることは困難であると考えています。</p> <p>今後、プラン（案）に示しているように、各部局で実施していた入札・契約業務を集約し、一元的に処理することにより、業務の効率化を図るとともに、公平性・公正性の一層の確保を図っていきます。</p>
----	--	--

41	<p>平成 23 年度末に一般会計では約 25 億円の赤字だが、特別会計ではどれぐらいの赤字になるのか。</p> <p>特別会計の赤字についてはどうするのか。</p> <p>プラン（案）は主に普通会計の取組だが、公営事業会計についても市民の負担のもとにある。財政再建や行政改革を進めなくて大丈夫か。</p> <p>市立駐車場は、利用促進だけでは問題解決にならない。本気で改革を行なうべきである。</p> <p>「あすと松之浜」について、市民に分かるような説明と改善案が必要である。</p>	<p>公営事業会計（8 会計）全体の収支は、平成 23 年度において約 32 億円の赤字となる見込みです。公営事業会計については、個々の会計により経営状況が異なることから、プラン（案）に示しているように、個々の会計において定める計画や方針などに基づき、経営安定化等に取り組むこととしています。市立駐車場や「あすと松之浜」再開発ビルについても、利用促進による収入増や委託料の見直しによる支出削減など、経営改善のための様々な対策を講じていきます。</p>
----	--	---